

令和4年度9月補正予算(追加2)の概要

国の施策に即応し、住民税非課税世帯や生活困窮者に対する支援策を追加計上

1. 主な事業

(注:◎は新規施策分 ○は拡充施策分)

(I)新型コロナウイルス感染症対策(物価高騰対策)分 6億7,600万円(累計30億6,871万円)

- ◎ ①住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給 6億6,000万円
- ②生活困窮者自立支援金・住居確保給付金の申請期限延長に伴う追加計上 1,600万円

2. 予算規模

◆ 一般会計補正予算額 6億7,600万円【累計 509億8,188万円】

3. 一般会計補正予算の内訳

【歳入予算】

区分	補正予算額	備考
国庫支出金	6億7,575万円	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金 など
繰入金	25万円	財政調整基金繰入金
合計	6億7,600万円	

【歳出予算】

区分	補正予算額	備考
扶助費	6億6,590万円	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 など
その他	1,010万円	上記事務費
合計	6億7,600万円	

新型コロナウイルス感染症対策予算の推移 《累計186億2,620万円》

(◎:新規施策、○:拡充施策)

● 令和2年度 《累計 103億3,254万円》

- ① 4月補正(専決) 1,620万円 (令和2年4月 6日 専決)
 ◎相談体制(市民・事業者)整備 ◎県単融資に係る利子補給
 ◎雇用調整助成金への上乗せ
- ② 5月補正(専決) 75億2,990万円 (5月 1日 専決)
 ◎特別定額給付金 ◎子育て世帯への臨時特別給付金
- ③ 5月補正(臨時) 6億8,965万円 (5月12日臨時会)
 ◎子育て世帯への応援給付金(市単独)
 ◎中小企業者等への応援給付金(市単独) など
- ④ 6月補正 1億4,900万円 (6月29日定例会)
 ◎路線バス運行補助金の前倒し交付 ◎養殖魚冷凍保管設備整備の支援 など
- ⑤ 6月補正(追加) 8億6,871万円 (6月29日定例会)
 ◎ひとり親世帯への給付金 ◎高校・大学生等への応援給付
 ◎GIGAスクール構想の前倒し など
- ⑥ 8月補正(臨時) 4億7,980万円 (8月 5日臨時会)
 ◎地域とつながる商品券 ◎観光宿泊促進事業 ◎非接触型検温システム導入 など
- ⑦ 9月補正 2億3,253万円 (9月25日定例会)
 ◎市立病院への医療機器等整備 ◎みかんアルバイト確保支援
 ◎テレワーク実証環境整備 など
- ⑧ 12月補正 1億1,762万円 (12月18日定例会)
 ○市立病院への医療機器等整備 ◎真珠保管施設等整備の支援
 ◎コワーキングスペース整備 など
- ⑨ 12月補正(追加) 5,350万円 (12月18日定例会)
 ○ひとり親世帯への給付金(再支給) ◎新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備
- ⑩ 2月補正(専決) 4億2,051万円 (令和3年2月 4日 専決)
 ○新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備
- ⑪ 3月補正 7,805万円 (3月 3日定例会)
△3億 293万円 (精算調整)
 ○中小企業者等への応援給付金(追加) ○小・中学校への感染防止資材の整備 など

● 令和3年度 《累計 52億2,495万円》

- 当初予算 7億 278万円 (令和3年3月23日定例会)
 ◎中小企業者等への応援給付金・家賃支援金 ◎地域とつながる商品券[第2弾]
 ◎電子図書館導入 など
- ① 4月補正 1,500万円 (3月23日定例会)
 ◎高齢者施設新規入所者等へのPCR検査助成金
- ② 4月補正(専決) 8,500万円 (4月16日 専決)
 ◎子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯) ○高齢者福祉施設等PCR検査助成金
- ③ 5月補正(専決) 10億4,200万円 (5月13日 専決)
 ◎営業時間短縮等協力金 ◎えひめ版応援金 ○ワクチン接種体制整備

- ④ 6月補正 2億4,915万円 (6月28日定例会)
○子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外) ・路線バス補助金
○大学生等へのふるさと小包 など
- ⑤ 6月補正(追加) 7,600万円 (6月28日定例会)
◎生活困窮者自立支援金
- ⑥ 9月補正(臨時) 1億5,500万円 (9月21日臨時会)
◎えひめ版応援金[第2弾]
- ⑦ 9月補正 5億9,080万円 (10月29日定例会)
△3億6,323万円(精算調整)
◎地域とつながる商品券[第3弾] ◎感染対策推進奨励金
◎市立病院への医療機器等整備 など
- ⑧ 12月補正 2億 647万円 (12月20日定例会)
○ワクチン追加接種体制の整備 ◎子どもの居場所確保緊急対策
◎子ども食堂開催支援 など
- ⑨ 12月補正(追加) 4億6,000万円 (12月20日定例会)
◎子育て世帯への臨時特別給付金
- ⑩ 12月補正(追加2) 4億5,500万円 (12月20日定例会)
○子育て世帯への臨時特別給付金(追加給付分)
- ⑪ 1月補正(専決) 14億4,200万円 (令和4年1月 7日 専決)
◎住民税非課税世帯等への臨時特別給付金
- ⑫ 2月補正(臨時) 2億8,320万円 (2月 4日臨時会)
◎子育て世帯への臨時特別給付金(市独自分) ◎大学生等生活応援給付金
◎中小企業者等への応援給付金
- ⑬ 3月補正 8,718万円 (3月 2日定例会)
△2億6,140万円(精算調整)
◎ワクチン接種体制の整備(追加接種前倒し・小児接種) ◎保育士等の処遇改善 など

● 令和4年度 《累計 30億6,871万円》

- 当初予算 9億6,141万円 (令和4年3月22日定例会)
ワクチン接種体制の整備(追加接種・小児接種) ◎地域とつながる商品券[第4弾]
◎観光宿泊・誘客の促進 など
- ① 6月補正(初日採決分) 2億2,800万円 (6月 7日定例会)
○子育て世帯生活支援特別給付金 ○住民税非課税世帯等への臨時特別給付金
- ② 6月補正 2億7,930万円 (6月28日定例会)
○ワクチン接種体制の整備(4回目接種) ○生活困窮者自立支援金 など
- ③ 6月補正(追加) 5億5,000万円 (6月28日定例会)
◎地域とつながる商品券[第5弾] ◎こども応援券の給付 ◎給食食材高騰対策
- ④ 9月補正 3億4,400万円 (9月定例会)
○ワクチン接種体制の整備(4回目接種対象者の拡大・オミクロン株対応ワクチンの接種) など
- ⑤ 9月補正(追加) 3,000万円 (9月定例会)
◎肥料・畜産配合飼料価格高騰対策支援事業補助金
- ⑥ 9月補正(追加2) 6億7,600万円 (9月定例会)
◎住民税非課税世帯等への電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 など

令和4年度9月補正予算(追加2)の主要な事業について
(新型コロナウイルス感染症対策(物価高騰対策)分)

注:◎は新規施策分
○は拡充施策分
()は累計額

1 ◎ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業(福祉課) 660,000千円

電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に緊急支援給付金を支給するもの。

支給対象 次の①又は②に該当する世帯(約13,000世帯)(基準日:令和4年9月30日)

①住民税非課税世帯

基準日において、市の住民基本台帳に記録があり、世帯構成員全員が令和4年度分住民税均等割非課税である世帯

②家計急変世帯

申請日において、市の住民基本台帳に記録があり、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯

※①②いずれの場合も、住民税課税者の扶養親族のみで構成される世帯は対象外

支給額 1世帯あたり5万円

支給方法等

①住民税非課税世帯

市から住民税非課税世帯へ支給要件確認書を送付(10月下旬)

②家計急変世帯

申請書の受付開始(10月下旬)

支給時期 確認書又は申請書受理から概ね14日後

提出期限 令和5年1月31日

財源 国庫支出金(10/10)

2 ○ 生活困窮者自立支援事業(福祉課)

15,000千円 (50,200千円)

社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付を利用できない生活困窮世帯に対し、自立支援金を支給するもの。(申請期限延長に伴う追加計上)

支給対象 次の全ての要件を満たす世帯

㊦世帯要件 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯

①収入要件 次の①と②の合計額を超えないこと(月額)

①市民税均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

㊧資産要件 預貯金が①の①の6倍以下かつ100万円以下であること

㊨求職活動等要件 次の①又は②に該当すること

①ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を実施

②生活保護を申請中

※ 自立支援金(初回)の支給がすでに終了した(令和4年12月までに終了する)世帯は、再支給の申請が可能

支給月額 単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円

支給期間 3か月間

申請期限 令和4年9月末→(延長)令和4年12月末

財源 国庫支出金(10/10)

3 ○ 住居確保給付金(福祉課)

1,000千円 (6,000千円)

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれがある方に対して、住居確保給付金を支給するもの。(特例再支給申請期限延長に伴う追加計上)

支給対象 次の全ての要件を満たす世帯

㉞世帯要件 主たる生計維持者が、次の①又は②に該当すること

①離職・廃業後2年以内

②個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少

㉟収入要件 次の①と②の合計額を超えないこと(月額)

①市民税均等割が非課税となる収入額の1/12

②生活保護の住宅扶助基準額

㊱資産要件 預貯金が㉟の①の6倍以下かつ100万円以下であること

㊲求職活動等要件

㊲の①:ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を実施

㊲の②:誠実かつ熱心に求職活動を実施

支給上限 単身世帯:3.2万円、2人世帯:3.8万円、3~5人世帯:4.2万円

(月額) 6人世帯:4.5万円、7人以上世帯:5万円

支給期間 原則3か月(延長は2回まで最長9か月)

特例再支給3か月(申請期限:令和4年9月末→(延長)令和4年12月末)

財源 国庫支出金(3/4)